

東京都港区三田 3-4-10

リーラヒジリザカ 7階

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 BMLinkS 事務局御中

BMLinkS 標準仕様および SDK の使用に関する同意書

この同意書（以下本書といたします。）は、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（以下、JB Mia といたします。）に設置された BMLinkS プロジェクト委員会により策定された、統合的ネットワーク OA インターフェース仕様「BMLinkS」（以下、BMLinkS 標準仕様といたします。）に関連して、かかる BMLinkS 標準仕様を記述した標準仕様書および BMLinkS 標準仕様に準拠したソフトウェアを開発するためのソフトウェア開発キット（以下、SDK といたします。）を入手および使用するためのものです。

本書を JB Mia に提出する申請人（以下申請人といたします。）は、本書に記名捺印することで本書に同意したものとし、本書に定める条件の下で、標準仕様書および SDK を使用できます。

第 1 条（定義）

1. 本書において BMLinkS 標準仕様とは、統合的ネットワーク OA インターフェースとして BMLinkS プロジェクト委員会が策定した、別紙に特定される標準仕様をいいます。
2. 本書において標準仕様書とは、BMLinkS 標準仕様を記述した標準仕様書をいいます。
3. 本書において SDK とは、BMLinkS 標準仕様に準拠したソフトウェアを開発するために BMLinkS プロジェクト委員会が作成した、別紙に特定されるソフトウェア開発キットをいいます。
4. 本書において許諾製品とは、SDK を使用することにより開発されるソフトウェアであって、それ自体、BMLinkS 標準仕様に準拠し、且つ専ら BMLinkS 標準仕様に準拠するハードウェア機器と共に用いられる、別紙に特定されるソフトウェアをいいます。JB Mia の定める BMLinkS 認証試験規約に定める認証取得の対象となるハードウェア機器またはかかるハードウェア機器に組み込んで使用するソフトウェアは明示的に許諾製品には含まれません。
5. 本書において産業財産権とは、特許権および実用新案権をいいます。

6. 本書において必須産業財産権とは、BMLinkS 標準仕様を満足するために技術的に不可避である産業財産権であり、且つ、BMLinkS 標準仕様に準拠しない場合は必須とならない産業財産権をいいます。

第2条（標準仕様書および SDK の提供）

JBMIA は、申請人が記名捺印した本書を提出することを条件として、標準仕様書および SDK を申請人に提供（web サイトを通じた提供を含みます。）します。

第3条（使用許諾）

1. JBMIA は、申請人に以下の権利を許諾します；

- 一. 許諾製品を開発し、制作し、頒布する目的のために、標準仕様書を使用する権利。
- 二. 許諾製品を開発し、制作し、頒布する目的のために、SDK を使用し、複製する権利。
- 三. SDK に含まれる再頒布可能なモジュールを、許諾製品の一部として、許諾製品に組み込んだ状態で頒布する権利（かかる再頒布可能なモジュールがある場合に限ります。）。

2. 申請人は、自身の必須産業財産権を、BMLinkS プロジェクト委員会会員および BMLinkS 標準仕様に関して JBMIA との間で書面契約を交わした BMLinkS プロジェクト委員会会員以外の BMLinkS 標準仕様の採用者（以下、BMLinkS プロジェクト委員会非会員の BMLinkS 標準仕様採用者とといいます。）に対し、妥当な条件（無償を含む。）で且つ非差別的にライセンスすることに同意するものとします。

第4条（対価の支払い）

申請人は、前条の使用許諾の対価を別紙の定めに従い JBMIA に支払うものとします。

第5条（制限）

1. 申請人は、BMLinkS 標準仕様に準拠したハードウェアの開発および製造を含め、第3条において許諾された範囲を超えて、標準仕様書および SDK を使用または利用することはできません。
2. 申請人は、SDK を JBMIA の事前の承諾なく第三者に開示または提供してはなりません。
3. 申請人は、本書に定めるほか標準仕様書および SDK の全部または一部を複製、修正、改変、その他翻案等行うことはできません。
4. 申請人は、SDK をリバースエンジニア、逆コンパイル、逆アセンブル等してはな

りません。また、第三者にこのような行為をさせてはなりません。

5. 申請人は、標準仕様書または SDK に含まれる著作権表示を除去または削除してはなりません。

6. 標準仕様書および SDK は、予告なく改定、修正、バージョンアップ、リビジョンアップ、その他変更される可能性があります。

第6条（表明）

1. JBMIA は、本書締結時の BMLinkS プロジェクト委員会会員および BMLinkS プロジェクト委員会非会員の BMLinkS 標準仕様採用者から、かかる BMLinkS プロジェクト委員会会員および BMLinkS プロジェクト委員会非会員の BMLinkS 標準仕様採用者が第3条第2項の申請人の同意を条件として、自己の必須産業財産権を妥当な条件（無償を含みます。）で且つ非差別的に申請人にライセンスすることに同意していることを保証します。

2. 本条第1項の規定にかかわらず、JBMIA は、申請人と BMLinkS プロジェクト委員会会員および BMLinkS プロジェクト委員会非会員の BMLinkS 標準仕様採用者を含む産業財産権の権利者との間の紛争、係争その他交渉等には一切関与せず、また両者間の紛争、係争その他交渉等の結果について、いかなる責任も負いません。

第7条（帰属）

標準仕様書および SDK に係る著作権は、JBMIA またはそのライセンサーに帰属します。本書に明示的に定める場合を除き、本書によって申請人にかかる著作権が譲渡されるものではありません。

第8条（バージョンアップ）

1. JBMIA が標準仕様書または SDK のバージョンアップ（以下、バージョンアップといいます。）を行った場合、申請人は本同意書の下でかかるバージョンアップを使用することができます。ただし、かかるバージョンアップの利用に際し、JBMIA が別途の使用許諾条件（必須産業財産権についての非差別的ライセンスへの同意や対価の支払いを含みます。）その他の条件への同意を求める場合、かかる条件へ同意することを条件とします。なお、バージョンアップは JBMIA の裁量において作成され、いかなる場合も JBMIA はバージョンアップを作成する義務を負いません。

2. JBMIA は、自己の裁量において、バージョンアップ及びこれに関する情報を自己の Web サイトに掲載致します。JBMIA がバージョンアップを Web サイトに掲載した場合、申請人は、Web サイトに記載された使用・利用条件に拘わらず、かかるバージョンアップをダウンロードして本同意書の下で使用することができます。

第9条（否認および免責）

1. 標準仕様書および SDK は、現状有姿の状態申請人に提供されます。JB Mia、JB Mia 会員または BMLinkS プロジェクト委員会会員のいずれも、BMLinkS 標準仕様、標準仕様書および SDK（それらのバージョンアップを含みます。以下、本書において同じです。）に関して、商品性、特定の目的への適合性および非侵害の保証を含め、いかなる保証も、明示たると黙示たるとを問わず一切致しません。

2. JB Mia、JB Mia 会員または BMLinkS プロジェクト委員会会員のいずれも、申請人の BMLinkS 標準仕様の採用、標準仕様書または SDK の使用または使用不能から生ずるいかなる損害（逸失利益およびその他の派生的または付随的な損害を含むがこれらに限定されない全ての損害を言います。）についても、一切責任を負わないものとします。たとえ、JB Mia、JB Mia の会員または BMLinkS プロジェクト委員会会員がかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。

3. JB Mia、JB Mia 会員または BMLinkS プロジェクト委員会会員のいずれも、BMLinkS 標準仕様の採用、標準仕様書および SDK の使用に起因して生じた産業財産権に関する紛争について、防御、協力または補償する義務を一切負わないものとします。

4. 本書は、BMLinkS 標準仕様、標準仕様書および SDK について JB Mia が保有する著作権その他の権利の許諾について定めたものであり、本書により JB Mia 会員、BMLinkS プロジェクト委員会会員、BMLinkS プロジェクト委員会非会員の BMLinkS 標準仕様採用者が保有するいかなる権利も許諾されるものではありません。第6条の規定をもって産業財産権に関する JB Mia の責任の全てとし、JB Mia は JB Mia 会員、BMLinkS プロジェクト委員会会員、BMLinkS プロジェクト委員会非会員の BMLinkS 標準仕様採用者の産業財産権について何らの責任も負わないものとします。

第10条（期間）

1. 本書は、下記同意日から効力を有し、終了されるまで有効に存続します。

2. 申請人は、標準仕様書および SDK を全て破棄することにより、本書を終了させることができます。

3. 申請人が本書のいずれかの条項に違反した場合、本書は直ちに終了します。この場合、申請人は、速やかに標準仕様書および SDK を全て破棄するものとします。

4. 本書が終了した後も、第3条第2項、第5条、第6条第2項、第7条、第9条および第12条の規定は有効に存続するものとします。

第 1 1 条 (通知先)

本書に基づく申請人への通知は、次の宛先になされるものとし、宛先を変更する場合、申請人は JBMIA に速やかに通知するものとします。

住所 :

氏名 :

所属 :

電話 :

Fax :

Email :

第 1 2 条 (準拠法)

1. 本書は日本国法に従って解釈されるものとし、本書に関連して生じた JBMIA と申請人との間の紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2. 本書のいずれかの条項またはその一部が法律により無効であると決定された場合でも、その他の条項は有効に存続するものとします。

上記に同意致します。

年 月 日

申請人住所 :

申請人名称 :

代表者 : 印

